

# 文 教 科 学 委 員 会

## 委員一覧（20名）

委員長	関口 昌一（自民）	亀井 郁夫（民主）	中曽根 弘文（自民）
理事	佐藤 泰介（民主）	川崎 稔（民主）	西田 昌司（自民）
理事	林 久美子（民主）	木俣 佳丈（民主）	山谷 えり子（自民）
理事	坂本 由紀子（自民）	谷岡 郁子（民主）	義家 弘介（自民）
理事	水落 敏栄（自民）	西岡 武夫（民主）	浮島 とも子（公明）
	大島 九州男（民主）	広田 一（民主）	浜四津 敏子（公明）
	加賀谷 健（民主）	藤谷 光信（民主）	（20.3.18 現在）

### （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院議員提出1件及び衆議院提出1件（文部科学委員長）の合計6件であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願36種類149件のうち、2種類19件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、主幹教諭の役割と定数加配措置の効果、教員給与の在り方、更なる定数改善と教育予算拡充の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案は、委員会において、放射性廃棄物の処分費用と資金管理の在り方、日本原子力研究開発機構が埋設処分事業を担うこととした理由、埋設処分地の選定等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

社会教育法等の一部を改正する法律案

は、委員会において、家庭教育支援の在り方、図書館における司書配置の重要性、博物館登録制度見直しの必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

学校保健法等の一部を改正する法律案は、委員会において、学校安全対策における国、地方公共団体等の責務と具体的施策、衆議院における修正の背景と内容、食育の推進と栄養教諭の配置促進の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案は、委員会において、本法律案提出の経緯、義務教育関係事務の緊急移管制度の具体的な設計と導入の妥当性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案は、委員会において、衆議院文部科学委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

#### 〔国政調査等〕

3月18日、文教科学行政の基本施策につ

いて渡海文部科学大臣から所信を、平成20年度文部科学省関係予算について池坊文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月25日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、中央教育審議会、教育再生懇談会及び次世代の教育を考える懇談会の関係、道徳教育の在り方、高校教育無償化の必要性、高等教育における公費負担の在り方、拡大教科書の普及に係る文部科学省の取組状況、教育振興基本計画策定が遅れている理由、学習指導要領改訂の方向性、学校の耐震化に対する財政支援拡充の必要性、教員免許更新制の運用についての検討状況、小学校における英語教育の在り方、学校給食における食材の安全性確保と食育推進に係る文部科学省の施策、アレルギー疾患を持つ児童生徒に対する文部科学省の取組等の問題が取り上げられた。

3月27日、予算委員会から委嘱された平成20年度文部科学省予算の審査を行い、スクールソーシャルワーカーの意義及び期待される効果、農山漁村における生活体験活動の実施に向けた課題、教員免許状更新講習における修了認定基準の問題点、特別支援教育支援員配置の地域間格差解消の必要性、学校主催による靖国神社等の訪問を禁ずる旨の通知が失効していることの確認、幼児教育

の具体的取組及び幼小連携の推進、学校現場の事務負担軽減への取組、学校支援地域本部事業のねらいとコーディネーターの重要性、「英語が使える日本人」育成のための行動計画の達成状況と今後の施策等について質疑を行った。

6月5日、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から趣旨説明を聴取した後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

また、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する決議の件を議題とし、同決議を行った。

#### 〔法律案の提出〕

6月5日、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、憲法に定める教育の機会均等の趣旨にのっとり、拡大教科書や点字教科書等を「教科用特定図書等」と位置付け、その普及促進等を図るとともに、児童生徒が障害などの特性の有無にかかわらず、十分な教育が受けられる学校教育を推進しようとするものである。

## (2) 委員会経過

平成20年3月18日(火)(第1回)

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について渡海文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成20年度文部科学省関係予算に関する件について池坊文部科学副大臣から説明を聴いた。

平成20年3月25日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について渡海文部科学大臣、池坊文部科学副大臣、長尾国立国会図書館長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

亀井郁夫君(民主)、谷岡郁子君(民主)

林久美子君（民主） 水落敏栄君（自民）  
義家弘介君（自民） 浜四津敏子君（公明）  
平成20年3月27日（木）（第3回）  
○政府参考人の出席を求めることを決定した。  
○平成二十年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
（文部科学省所管）について渡海文部科学大臣、池坊文部科学副大臣、長尾国立国会図書館長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

友近聡朗君（民主） 植松恵美子君（民主）  
衛藤晟一君（自民） 坂本由紀子君（自民）  
浮島とも子君（公明）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について渡海文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年3月31日（月）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。  
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について渡海文部科学大臣、池坊文部科学副大臣、小泉財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

大島九州男君（民主） 佐藤泰介君（民主）  
西田昌司君（自民） 浜四津敏子君（公明）  
（閣法第19号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月22日（木）（第5回）

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について渡海文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。  
○財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案（参第11号）について発議者参議院議員佐藤泰介君から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月27日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。  
○独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について渡海文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

大島九州男君（民主） 谷岡郁子君（民主）  
義家弘介君（自民） 山下栄一君（公明）

○財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案（参第11号）について発議者参議院議員水岡俊一君、同鈴木寛君及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民） 浮島とも子君（公明）

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第43号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案（参第11号）を可決した。

（参第11号）

賛成会派 民主

反対会派 自民、公明

平成20年5月29日（木）（第7回）

○社会教育法等の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について渡海文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年6月3日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。  
○社会教育法等の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について渡海文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

植松恵美子君（民主） 水岡俊一君（民主）  
義家弘介君（自民） 浮島とも子君（公明）

（閣法第51号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年6月5日(木)(第9回)

- 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する決議を行った。
- 学校保健法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について渡海文部科学大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員牧義夫君から説明を聴いた。

平成20年6月10日(火)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校保健法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員牧義夫君、渡海文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

友近聡朗君(民主)、谷岡郁子君(民主)

林久美子君(民主)、西田昌司君(自民)

浜四津敏子君(公明)

(閣法第52号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第27号)(衆議院提出)について提出者衆議院文部科学委員長佐藤茂樹君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第27号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

平成20年6月20日(金)(第11回)

- 請願第16号外18件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外129件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 委員会決議

#### 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する決議

政府及び関係者は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、拡大教科書等の供給・普及の促進という国の責務を果たすためには、教科書発行者による拡大教科書等の発行が重要であることにかんがみ、その発行が一層促進されるよう、必要な措置を講ずること。
- 二、教科書発行者からの教科書のデジタルデータの提供については、その提供が円滑に行われるとともに、提供されたデジタルデータが適切に管理・活用されるよう、必要な支援措置を講ずること。
- 三、高等学校において障害のある生徒が使用する拡大教科書等の普及の在り方の検討に当たっては、拡大教科書等購入費の自己負担の軽減など必要な具体的支援について検討し、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。
- 四、特別支援学校における就学援助の在り方の検討に当たっては、幼稚部及び高等部専攻科の支援策を含めて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五、特別支援学校高等部専攻科において、いわゆる音声教科書購入費の自己負担の軽減が図られるよう、必要な措置を講ずること。

六、将来の教科書や教材のデジタル化に備え、すべての児童生徒が障害の有無や程度にかかわらず、快適に利用できる電子教科書や電子教材が開発されることとなるよう、継続的に調査研究を推進すること。

七、無償給与の実施に当たっては、障害のある児童及び生徒に対して、必要となる検定教科書及び教科用特定図書等が確実に給与されるよう、適切な措置を講ずること。

右決議する。